

令和8年（2026年）6月実施

箕面市任期付短時間勤務職員【放課後児童支援員】 採用試験募集案内

箕 面 市

1. 採用職種及び予定人員 放課後児童支援員 2名程度

2. 受 験 資 格（受験者の国籍は問いません。）

受 験 資 格
昭和36年4月2日以降に生まれ、下記のいずれかの要件を満たす者 (いずれも令和8年7月末までに卒業・取得見込みを含む) ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士の資格を有する者 ③学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(⑨において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したものの ④教職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者 ⑤学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑥学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者 ⑦学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑧外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ⑨高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの ⑩5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

★地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は受験できません。

3. 職 務 内 容

児童保育等、放課後関連事業において、子どもたちの主体的な遊びや生活が可能となるよう支援を行うとともに、それら活動状況の把握、健康管理、安全確保及び保護者等との連絡調整等を行う業務

4. 任用期間

令和8年（2026年）8月1日から令和11年（2029年）3月31日まで

※ただし、昭和43年4月1日以前に生まれたかたについては、60歳に達する日以後の最初の3月31日、昭和38年4月1日以前に生まれたかたについては、65歳に達する日以後の最初の3月31日までとなります。

5. 勤務時間

年間で1週間当たり（祝日・年末年始を除く月曜日～土曜日）の平均勤務時間が31時間となるよう勤務時間を所属長が割り振ります。

6. 勤務場所 箕面市内小学校

7. 受験手続

(1) 申込方法

下記URLまたはQRコードからお申込みください。メールアドレス入力後、登録したメールアドレスに入力フォームの案内メールが送信されますので、記載のURLにアクセスし、必ず、最後まで入力してください。（入力後、送信ボタンを押すと、申込完了メールが届きます。）

申し込みURL：<https://logoform.jp/form/5CLo/1507219>

申し込みQRコード：



(2) 申込期間

令和8年（2026年）6月7日（日）まで（必着）

※令和8年6月7日（日）23時59分までに申込みデータが箕面市のサーバーに到着したものに限り受け付けます。申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕をもって手続きしてください。

8. 試験について

面接

※事前に提出いただいた作文と面接の結果を以って合否を決定します。

※日時及び試験会場については、別途通知します。なお、申込手続きに不備があり、失格となったかたには通知しません。

9. 合格発表 令和8年（2026年）6月中旬以降

合否にかかわらず、受験者全員に対し、本人あて郵送で通知します。

10. 給与

給与は、採用時の条例等の規定により定める額が支給されます。

現条例等による採用時の給与は、おおむね216,800円（地域手当込）です。

このほか、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当が支給されます。

また6月、12月には、期末手当や勤勉手当が支給されます。給与は、採用時の条例等の規定により定める額が支給されます。

11. 注意事項

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後、一切返却しません。
- (2) 提出書類の記載事項に不実の記載があるときは、公務員として資格を失うことがあります。また、採用後においても免職されることがあります。
- (3) 受験に際して箕面市が収集した個人情報、職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。
- (4) 採用後は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

採用後に、私企業を営むことや報酬を得て本市の業務以外の仕事をする場合は、任命権者の許可を受ける必要がありますので、事前に職員課までお問い合わせください。